

岩手県医療局管理規程第4号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県医療局長 田村均次

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、<u>第1号、第2号又は第3号</u>の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">総括課長</td> <td style="vertical-align: top;">担当課長（ 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。 2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				総括課長	担当課長（ 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。 2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]		[略]				<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、<u>次の各号</u>の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">総括課長</td> <td style="vertical-align: top;">担当課長（ 薬事指導監、<u>診療放射線指導監</u>、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				総括課長	担当課長（ 薬事指導監、 <u>診療放射線指導監</u> 、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]		[略]			
決裁権者		代決権者																																					
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
総括課長	担当課長（ 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。 2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]																																					
[略]																																							
決裁権者	代決権者																																						
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
総括課長	担当課長（ 薬事指導監、 <u>診療放射線指導監</u> 、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]																																					
[略]																																							

<p>(4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(薬事指導監等の専決事項)</p> <p>第8条の2 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務支援課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務支援課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> <p>(病院の長の専決事項)</p> <p>第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、<u>理学療法技師長、作業療法技師長、臨床心理科長、理療技師長</u>、看護部長及び総看護師長に限る。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、<u>理学療法技師長、作業療法技師長、臨床心理科長及び理療技師長</u>並びに第12条第1号に規定する職員以外の職員に限る。次号において同じ。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4)～(26) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、<u>診療放射線指導監</u>、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、<u>診療放射線指導監</u>、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>(薬事指導監等の専決事項)</p> <p>第8条の2 薬事指導監、<u>診療放射線指導監</u>、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務支援課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務支援課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> <p>(病院の長の専決事項)</p> <p>第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、<u>リハビリテーション技師長</u>、臨床心理科長、看護部長及び総看護師長に限る。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(2)～(12) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、<u>リハビリテーション技師長及び臨床心理科長</u>並びに第12条第1号に規定する職員以外の職員に限る。次号において同じ。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(4)～(26) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>	